



島根県報

令和3年8月5日(木)

号外第86号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

花ふれあい公園の指定管理者の募集

(産地支援課) 2

公 告

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和3年8月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

花ふれあい公園（以下「公園」という。）は、多くの県民が花にふれあい、花に学ぶ等の各種体験を通じて、園芸及び自然に興味を抱くような公園とすること並びに花きの普及PR、消費拡大の啓発等を行うことにより、島根県の花き産業の振興を図ることを目的とした施設である。

公園については、平成16年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため、指定管理者制度を導入しているが、指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 名称 花ふれあい公園（愛称：「しまね花の郷」）

(2) 所在地 島根県出雲市西新町二丁目1101-1

(3) 敷地面積 40,205平方メートル

(4) 施設内容・構造種別

ア 本館棟 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：634.71平方メートル 建築面積：687.31平方メートル

エントランスホール、園芸教室、受付カウンター等

イ 温室棟 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：682.18平方メートル 建築面積：664.88平方メートル

温室内植替花壇面積：約85平方メートル

ウ 歩 廊 構造：鉄骨造 階数：地上1階

延床面積：371.84平方メートル 建築面積：406.13平方メートル

エ 花壇等 屋外植替花壇面積：約2,300平方メートル

芝生面積：約11,400平方メートル

オ 駐車場 一般車用：163台 大型バス用：6台 身障者用：3台

カ その他 子供広場、親水広場、屋外トイレ、倉庫、プロパン庫等

(5) 植栽植物 樹木類約150種、草花類約400種、年間約18万本の花を植栽

(6) 開園年月日 平成16年4月24日

3 指定管理者が行う業務（詳細は、業務仕様書を参照のこと。）

(1) 公園等の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 公園等の施設のうち有料施設の利用の許可に関する業務

(3) 花きに親しむ機会の提供に関する業務

(4) 公園の利用の促進に関する業務

(5) 利用料金等の徴収に関する業務

(6) 上記に掲げるもののほか、公園等の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費（指定管理料）

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、次の支出見込額から収入見込額を減じた額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、指定管理料の額は、災害時等の特別な場合を除き、原則として増額しない。

支出見込額	462,380千円
収入見込額	42,930千円
年間委託額	419,450千円以内

(2) 支払方法

指定管理料は、毎事業年度ごとに年間指定管理料を分割で支払うこととし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 団体は、組織形態は問わないが、個人は申請資格を有しない。

イ 公園の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和3年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号。以下「施行規則」という。）に定める別記様式）

イ 事業計画書

管理・運営の基本方針、事業実施計画に関する事項、サービス体制（組織及び人員）に関する事項、管理運営コストに関わる事項等を別途配布する様式に従って記載すること。

ウ 指定管理期間各年度分の収支予算書

エ 団体の概要を記載した書類

オ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

カ 団体の過去3年間の事業報告書及び決算書又はこれらに準ずる書類

キ 申請書提出日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書

ク 納税証明書

(7) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(4) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。ただし、(1)のオ及びクについては正本1部とする。

(3) 提出場所

18に記載する場所

(4) 提出期限

令和3年10月1日（金）午後5時まで。

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和3年10月1日（金）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。

(7) その他の不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

令和3年8月5日（木）から同年9月3日（金）までの平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

18に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 令和3年9月7日（火）午後1時から4時まで

(2) 開催場所 島根県出雲市西新町二丁目1101-1 花ふれあい公園本館棟

(3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学

(4) 申込方法

参加を希望する者（人数は各団体3名までとする。）は、別に定める参加申込書に記載の上、令和3年8月31日（火）正午までに18に記載する場所に郵送、電子メール、FAX又は持参により申し込むこと。FAXにより申し込む場合は、事前に電話連絡の上、送信すること。

10 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

ア 島根県フラワーパーク整備事業基本計画及び基本設計報告書

イ 竣工図（建築、造園及び設備）

(2) 閲覧期間

令和3年8月5日（木）から同年9月24日（金）までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 閲覧場所

18に記載する場所

11 指定管理者の候補の選定

花ふれあい公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聴くことがある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、県内の花き園芸の振興に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公園の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(3) 主な審査項目

主な審査項目は、以下のとおりである。

なお、審査の項目については、選定委員会において検討されるため、修正される場合がある。

ア 管理運営方針

イ 管理運営体制

ウ 管理運営の内容

エ 収支計画

オ 団体の財政的基礎と実績

カ 管理に要する経費

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において(2)の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション方式の審査を行う。

なお、具体的な審査項目及び配点については、後日配付する。また、プレゼンテーションの日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知する。

イ 応募資格の審査結果については、令和3年10月12日（火）までに連絡を行う。

ウ 選定は、令和3年10月下旬から11月上旬頃までに行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を公表する。

エ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することができる。

オ 選定委員会は、非公開とする。

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11の(4)で選定した候補者を、令和3年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定するものとする。

(2) 協定の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定（指定期間、個人情報の保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）及び毎年度ごとに締結する年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払い方法、当該年度必要となる責任分担事項等）を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

13 事業の評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年実施する。評価結果については、議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) (1)及び(2)に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認める場合には、島根県は、指定管理の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、管理継続の可否について協議する。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 応募等に関する質疑

質疑は、令和3年9月24日（金）午後5時までに提出すること。

なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

令和3年9月24日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、質疑受付後、10日以内に行う予定とし、全ての申請予定団体に対し、電子メール又はFAXで行う。

なお、回答日以降において、新たに募集要項の配布を受けた団体が、上記回答文書の配布を希望する場合は、同文書の配布を行う。

17 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 条例、施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

18 問合せ先

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付を行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部署 島根県農林水産部産地支援課産地企画グループ

電話 0852-22-5308

F A X 0852-22-6036

メールアドレス sanchishien@pref.shimane.lg.jp